

4月号からの新連載のご紹介

基礎講座

「法」を体系的に学べます。

刑事手続法を学ぶ

酒巻 匡（さかまき・ただし＝京都大学教授）



本連載は、法律専門科目「刑事訴訟法」を学習する読者を想定し、この分野の理解・修得にとって肝要な基本的事項を体系的に解説するものである。筆者は、かつて、本誌上に刑事手続法の具体的な解釈・適用に係る連載をしたことがあるが（「刑事手続法の諸問題」本誌283号以下）、このたびの本連載では、一層基本的な事柄について、その相互関係に留意しながら、刑事手続という法制度の全体構造と作動過程を説明する。刑事手続を造型している諸制度の趣旨・目的をできる限り明晰に言語化し、その理解に資することができればと念じている。

このような本連載の趣意から、個別具体的な法解釈問題の詳細に立ち入ることは少ない。もっとも、法解釈を展開する前提となるのは、基本的事項——とくに法制度の趣旨・目的——の確固たる理解にはかならない。読者にとって、本連載がこれを確実にする一助となれば幸いである。

論点講座

「法」をより深くテーマごとに学べます。

債権法改正を深める

森田宏樹（もりた・ひろき＝東京大学教授）



債権法改正については、昨年末から法制審議会民法（債権関係）部会における検討が開始され、既に公表された改正提案をめぐってシンポジウムや各誌での特集が組まれるなど関心の高まりを見せています。いうまでもなく民法は私法の一般法であって、民法典が定める規律は、現代社会において生起するさまざまな問題についてあるべき解決を考えるうえで

の共通の思考枠組みを提供するものでありますが、改正提案の中には、従来の思考枠組みの組み換えを志向するものも多く含まれております。しかし、従来の民法典の部分的な改正とは異なり、その対象がきわめて広範で検討課題も多岐にわたることとも相俟って、これまで十分な議論の蓄積がないものも少なくありません。本連載では、債権法改正について、私なりの視角から多面的に光を充てて、いったい何が問題となるのかをその基礎から考えつつ、それに対する理解ないし議論を「深める」ことを目的としたいと思います。

重点講義民事訴訟法

高橋宏志（たかはし・ひろし＝中央大学教授）

重点講義民事訴訟法を連載することとなりました。2003年（平成15年）まで連載（不定期）をしておりましてので、7年ぶりの再開となります。まだ扱っていなかった「上告」と「処分権主義（訴訟上の和解を除く）」を対象といたします。余力があれば、他の事項も論ずるかもしれません。

齢（よわい）も還暦を超え、執筆体制は盤石ではありません。実は、こちらは8年ぶりに学部の民事訴訟法の講義を行ったのですが、こころ余りて言葉足らずという状況でした。講義が下手になった（あるいは、もともと下手であった）ことを痛感いたしました。その講義録ですから、思いやられます。なんとか、言葉は足りないものの「こころ」を伝えられないかと祈っております。

刑法各論の考え方・楽しみ方

佐伯仁志（さえき・ひとし＝東京大学教授）

2004年4月から2年間刑法総論の連載をさせていただきましたが、今回は、刑法各論について連載をさせていただきます。総論と同様に、基本的な判例・学説を採り上げ



て、それがどのような意味を持っているのか、なぜそのように考えられているのか、そしてどのように考えるべきなのかを、具体的な事例に則して、検討していきたいと思っています。読者の皆さんに、刑法各論の基本的な考え方を理解していただき、自分で考える面白さをわかっていただくことが目標です。「論点講座」として、刑法各論を一度勉強された方を主な読者として想定していますが、初めて勉強する方にも理解していただけるように、できるだけわかりやすく説明したいと思っています。

展開講座

法科大学院の科目に出会えます。

租税法入門

増井良啓（ますい・よしひろ＝東京大学教授）

法学部や法科大学院で学ぶみなさんの中には、これまで租税法の世界になじみがなく、そもそも租税法がどういう科目なのか予測がつかない方が多いのではないのでしょうか。この連載では、所得課税を中心に、租税法の基本を学びます。その中核は、「所得」という経済的なプリズムを用いて、いろいろな私的取引を捉え直す作業です。契約法や不法行為法、会社法などで学習したことを経済的観点から深めることにつながり、市場で生じる取引に対してひと味違う「ものの見方」を味わいます。

租税法は理論的に面白いだけでなく、私たちの経済生活にとって、実際的にも大きな意味を持っています。例えば、働いて給料をもらえば、所得税がかかります。会社のからむ取引には、法人税の考慮が欠かせません。相続や信託の現場で課税がどれだけ大きな意味を持っているか、みなさんは想像できるでしょうか。こういった問題について、一緒に考えていきましょう。



演習

自分で考えて自分の力をチェック！

憲法

青井未帆（あおい・みほ＝成城大学准教授）

わが国で、裁判所が憲法判断をなす際に用いる方法論が確立しているとは、必ずしも言えません。目下、ドイツ由来の三段階審査が学界で支持者を拡大していますが、その背景要因には、論証方法の明確化という目的があるでしょう。確かに、従来、多くの学説が参照してきたアメリカにおける方法論と比べて、論証の透明性という点で三段階審査には利点があり、私たちはこの議論から多くを学ぶことができると思います。



しかし、少なくともこれまでの議論を根底からひっくり返すのは効率的ではないですし、日本ではドイツなどと違って、法体系における憲法訴訟の位置づけが曖昧ですから、付随審査制がもつ特質を生かす上で、依然としてアメリカ由来の議論が持つ意味も大きいでしょう。

本演習欄では以上のようなことを念頭に、後者の視点から、憲法上の理由の主張をなす際に使える道具を拡充することを目指したいと考えています。一年間、よろしくお付き合い下さい。

行政法

下井康史（しもい・やすし＝新潟大学教授）



4月から演習の行政法を担当します。毎月連載は初めてなので、心地よい緊張感に包まれています。

ところで、行政法はとても身近な法です。「町へ出れば、そこは『行政法ワンダーワールド』」とか言われます（石川敏行ほか『はじめての行政法』4頁⇒もうすぐ第2版が出ます！）。でも、法科大学院でも法学部でも、「行政法は苦手だなー」という人は少なくありません。その理由は、基本法典がなく取っつきにくいとか、教科書では抽象的な説明が多いのに、判例では見たことも

聞いたこともない個別法令が出てくるとかでしょう。やりたくないけど、新司法試験や公務員試験に出るから……という人も多いでしょう。

どうしたら行政法を得意科目にできるでしょうか？ 答えはただ一つ。「行政法を好きになること」。では、行政法を好きになる近道は？「行政法は面白い！って感じること」。強引な私見ですが、少しでも多くの読者に行政法の魅力を感じてもらえるよう、微力を尽くす所存です。

民法

田高寛貴（ただか・ひろたか＝名古屋大学教授）



民法は私的紛争を解決するための叡智の結晶ですから、紛争解決の道筋を描くために使いこなせて、はじめて民法を体得できたといえるでしょう。その意味でも、事例に取り

組むことは、民法学習では必要不可欠のものといっても過言ではありません。事例に対峙する際まず求められるのは、事実を精確に把握し、両当事者のなしうる主張を想起し、法律問題を析出することです。この演習では、そうした事案分析能力の涵養にも意を用いたいと考えています。また、法律学上の議論は、単なる抽象的な概念の応酬なのではなく、紛争解決に資することをめざしたものですから、その意義を明らかにするには、事例にそくした考察こそ有用となります。そうしたアプローチで諸論点の解析も試みたいと思います。

ともあれ、事例を読み解くことを通じて、民法の総合的な理解を得、紛争解決のための技能を磨き、ひいては民法学の魅力を知る契機をいかばかりかでも皆さんに提供できればと考えていますので、一年間どうぞよろしく願いいたします。



商法

山本爲三郎（やまもと・ためさぶろう＝慶應義塾大学教授）



実質的意義における商法は多様で広範囲にわたりますが、本演習においては、基本的に会社法に関する事例を対象とします。その会社法も、形式的意義における会社法の条文だけで約1000条存在し、取り上げるべき論点が非常に多い法領域です。限られた回数、紙幅では解説できる論点数に限界があります。そこで、なるべく会社法の基本法理を考える事例を設定したいと思います。一方、会社法の領域における、実務（いわゆるソフトローにあたる証券取引所のルールを含む）、法令（頻繁な改正。したがって、立法論の動向も含む）、判例（新会社法に基づく最高裁判例も相当数累積しています）の動きには目を離せません。これらの新動向もできるだけ指摘したいと思います。皆さんとともに、会社法を楽しみ、前進できればと願っています。

民事訴訟法

名津井吉裕（なつゐ・よしひろ＝大阪大学准教授）



法学部の学生や法科大学院の未修者が民事訴訟法の学習を始めるタイミングは、民法（財産法）を半分程度学んだ頃だろうか。それでも、民事訴訟法（判決手続）の講義や教科書でよく使用される設例は、貸金返還請求訴訟、建物収去土地明渡請求訴訟、動産引渡請求訴訟などが中心であるから、受講そのものに支障はないだろう。しかし、講義を聴いて分かるレベルと、自分で考えられるレベルの間には、初学者にとって越え難い壁があるのも事実である。この壁を乗り越える契機となるが学部ゼミであり、受講者は、基本的な判例などを素材として他の学生や教員の前で自らが学んだ内容を報告し、質問責めに耐えるうちに、自分で考える力を身に付けいくものである。本誌の演習は、読者がそこに示された設問に対して自主的・積

極的に取り組めば、学部ゼミと同等の学習効果も期待できよう。読者は、本演習を通じて民事訴訟法の理論の面白さを発見し、自分で考える力を伸ばしていただきたい。

刑法

葛原力三（くずはら・りきぞう＝関西大学教授）



刑法も他の法領域と同じく様々なルールの総体です。一口にルールと言っても、罪刑法定主義や責任主義といった大原則から、規範的責任論や因果的共犯論などの支配的な学説という程度のレベルのもの、さらに実定法の文言を経て、「悔悟に基づく中止は自らの意思による中止にあたる」、あるいは「窃盗未遂は物色行為から始まる」といったきわめて具体的な解釈の結論に至るまで、特にその抽象度と拘束力において千差万別です。刑法を学ぶということは、とりあえずは、そうした諸ルール相互の関係と次元の違いを理解し、その間を自在に行き来できるようになることを目指すということだろうと思います。抽象的な大議論を理解しているだけでも、具体的で細かな、裁判所による解釈の結論を暗記しているだけでも刑法を理解した、刑法を使えるとは言えません。個別具体的な裁判所の判断を総合することによってその背後にある考え方を推認することができ、逆にそこから、裁判所が判断を示していない事案に敷衍することもできる、という状態を目標とした「演習」＝トレーニングのために、考える素材ときっかけを提供していきたいと思います。

刑事訴訟法

渡辺咲子（わたなべ・さきこ＝明治学院大学教授）



法律の世界では、具体的な事案について、算数の計算問題のように正解を得ることはできない。もし、計算機で得られるような唯一無二の正解があるならば、裁判官も弁護士も必要がなくなってしまう。たとえ、同じ理論に基づいていても、具体的な事案の中で、ど

の事実に着目し、それをどう評価するかによって結論が異なってくる。したがって、自分の考えを常に別の立場から検証していく必要がある。これを学ぶのは、最初に学習した体系的な刑事訴訟法を、反対側から組み立て直す作業といつてよい。法の趣旨に遡って考えて得た自分の結論が論理的であるだろうか、同時に、法律学を全く知らない、例えば、自分の祖父母や隣のおじさんに説明して納得してもらえるだろうか。健全な社会常識を育むこともまた法律の解釈適用に必要である。この演習では、できるだけ平易な事案を用いて、事実をどのように取り上げて評価して妥当な結論を導くのかを考えていきたい。

倒産法

田頭章一（たがしら・しょういち＝上智大学教授）



今回の連載では、いわゆる重要論点の確認や展開といった点のみならず、各種倒産手続ごとの相違点や手続間の移行に関する問題点、国際倒産や相続人の破産など、一般的な授業では十分にふれられないテーマを取り上げたいと考えています。注目される最近の判例も、可能な限り取り入れていくつもりです。もっともどのような問題であっても、結局は、倒産法の基本設計や基本的理念などを出発点にして対応すべきものであることに変わりありません。各制度や解釈がときには倒産法の理念まで遡るものであることを演習の中で感得していただき、それによって倒産法の理解をさらに深めていただければと思っています。一年間、よろしくお付き合いください。

